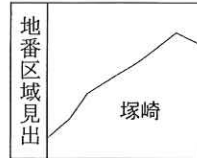


-2685.843 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	春日部市塚崎字狐塚				地番	284番4			
出力尺	1/500	精度区	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和50年2月			備付年月日(原図)	昭和53年1月17日		補記事項			



2024/07/03 12:44 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155586
地図番号	B45-1	筆界特定	[余白]	
所在	春日部市塚崎字狐塚			[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
284番11	原野	230:	[余白]	
[余白]	宅地	197:55	②昭和50年2月日不詳変更 ③284番11、284番32に分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2024/07/03 12:44 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155587
地図番号	B45-1	筆界特定	[余白]	
所在	春日部市塚崎字狐塚			[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
284番12	原野	228:	[余白]	
[余白]	[余白]	190: : : :	昭和50年2月日不詳一部変更 ③284番12、284番27に分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2024/07/03 12:44 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155579
地図番号	B45-1	筆界特定	[余白]	
所在	春日部市塚崎字狐塚			[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
284番4	原野	114:	[余白]	
[余白]	[余白]	111: : : :	昭和50年月日不詳一部変更 ③284番4、284番44に分筆 国土調査による成果 [昭和53年1月17日]	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2024/07/03 12:44 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155580
地図番号	B45-1	筆界特定	[余白]	
所在	春日部市塚崎字狐塚			[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
284番5	原野	114:	[余白]	
[余白]	[余白]	111: : : :	昭和50年月日不詳一部変更 ③284番5、284番43に分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2024/07/03 13:53 現在の情報です。

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000159905
所在図番号	[余白]			
所在	春日部市塚崎字狐塚 284番地11			[余白]
家屋番号	284番11			[余白]
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 2階	80:32 38:92	昭和41年4月5日新築 昭和54年8月25日増築
[余白]	[余白]	[余白]	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第 2項の規定により移記 平成18年1月26日



2024/08/15 12:47 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155602
地図番号	B45-1	筆界特定	余白	
所 在	春日部市塚崎字狐塚			余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
284番27	公衆用道路	36 : : :	284番12から分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕	
余白	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2024/08/15 12:47 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155607
地図番号	B45-1	筆界特定	[余白]		
所 在	春日部市塚崎字狐塚			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
284番32	公衆用道路	31	:	284番11から分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	





2024/08/15 12:46 現在の情報です。

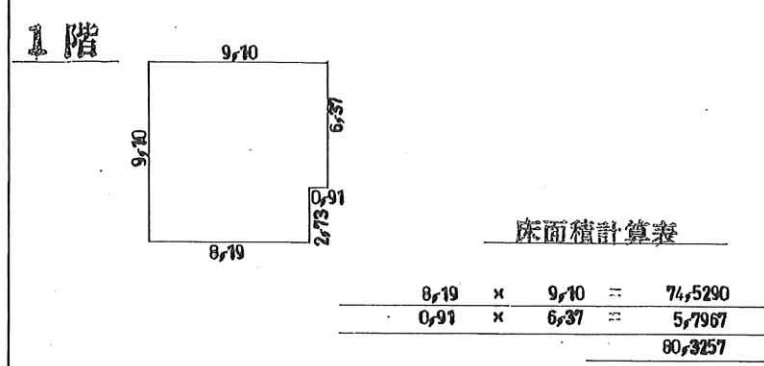
表 題 部 (土地の表示)	調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000155619
地図番号	B45-1	筆界特定	余白	
所 在	春日部市塚崎字狐塚			余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
284番44	公衆用道路	3:87	:	284番44から分筆 国土調査による成果 〔昭和53年1月17日〕
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日

2358046 各階平面図

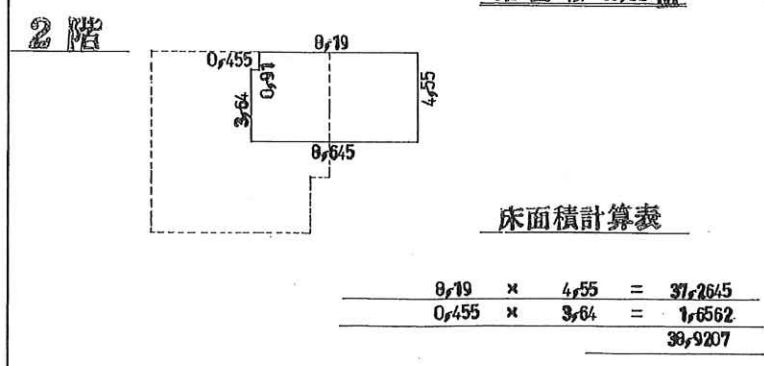
554.9.11 建物図面

家屋番号	284-11
建物の所在	北葛飾郡庄和町大字塚崎字狐塚284番地11

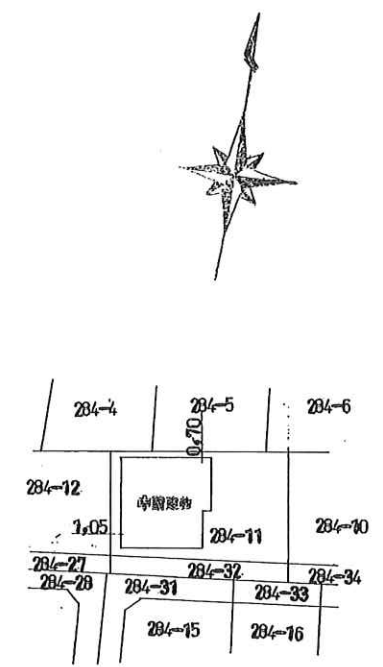
春日部市



**床面積 80.32 M<sup>2</sup>**



**床面積 4.60 M<sup>2</sup>**



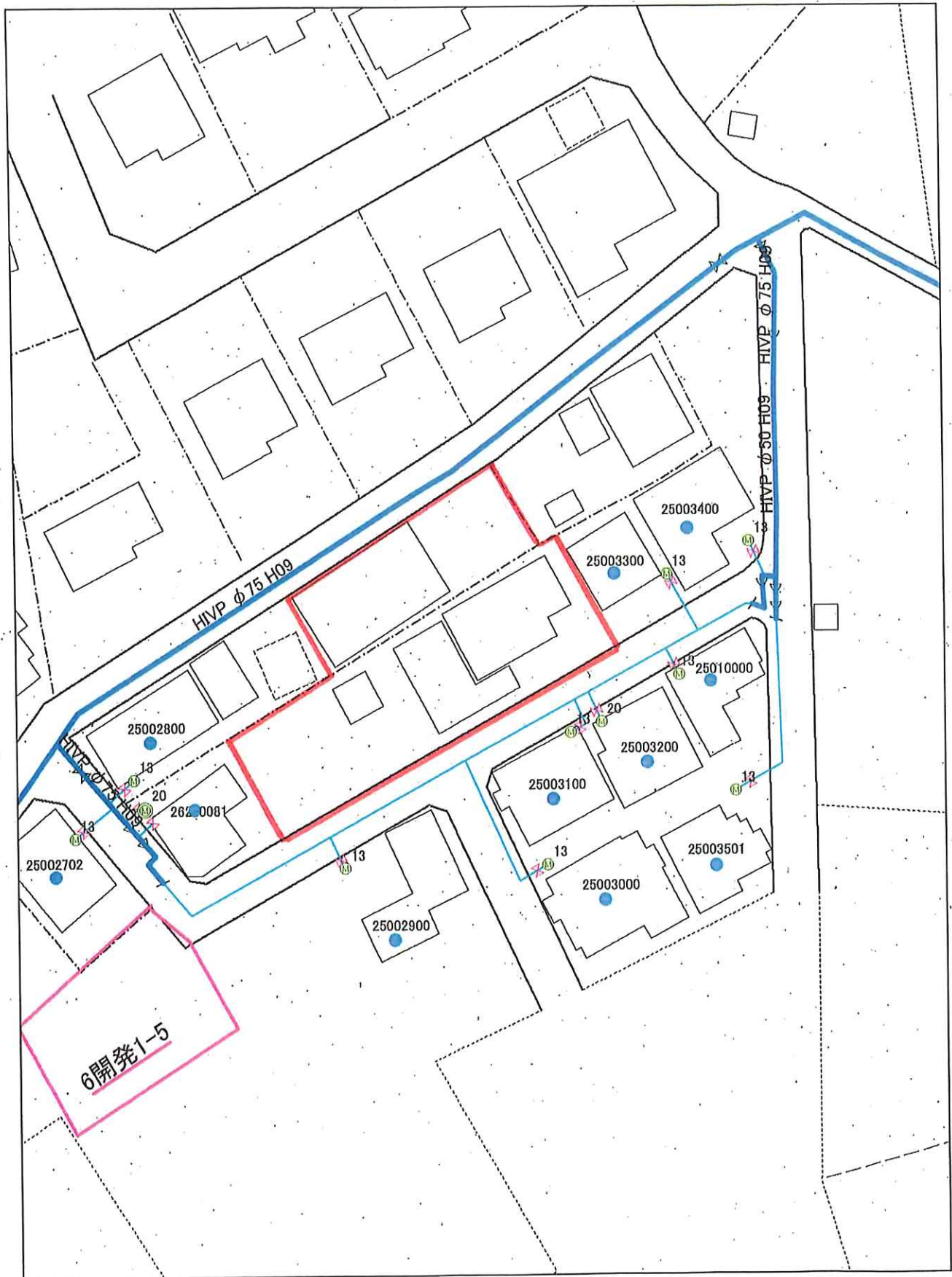
(日調連12)

作製者	土地調査士	鈴木和光	縮尺 1/250	申請人
	家屋調査士			

(日本建築調査士会連合会用紙)

縮尺 1/500
----------

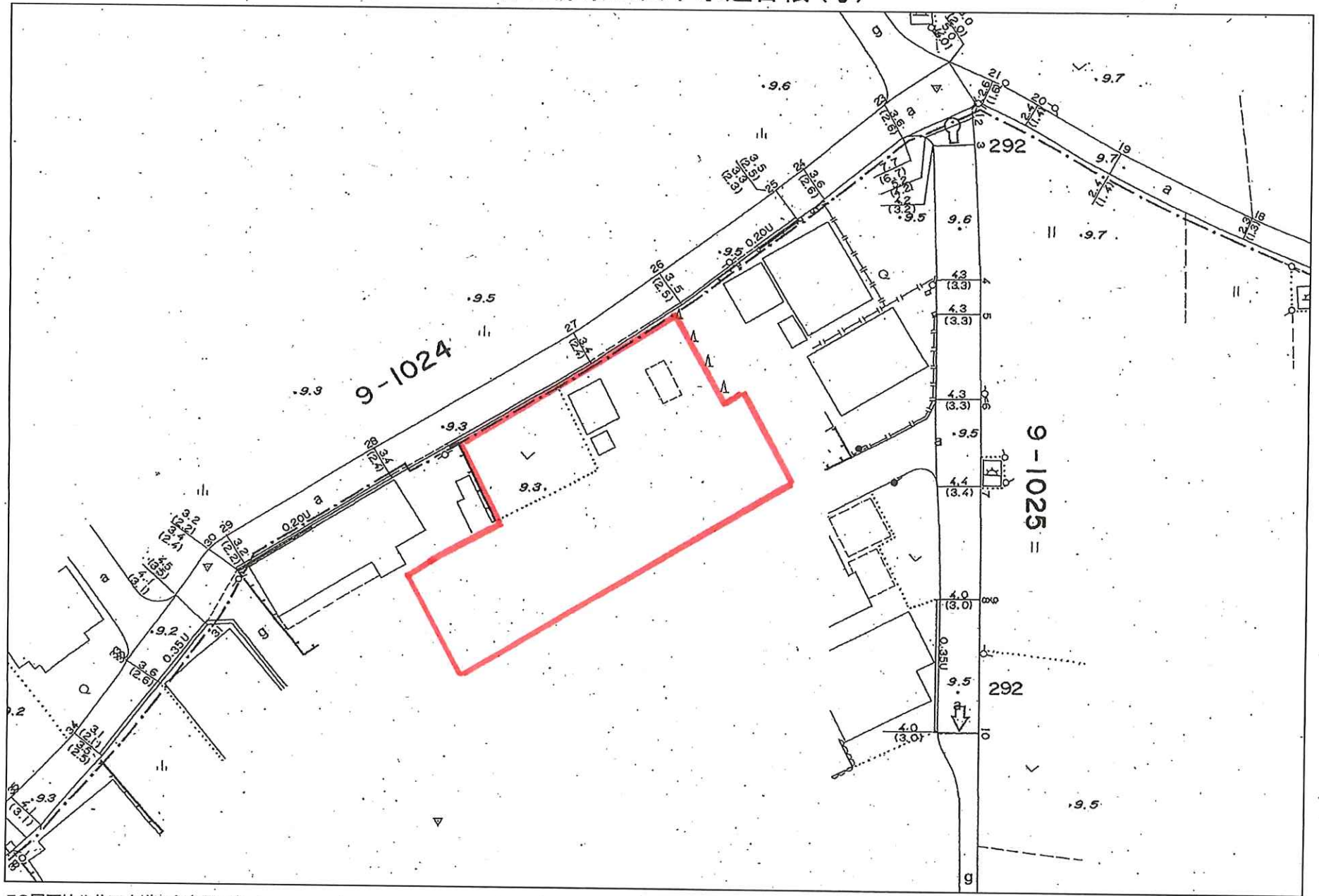
# 水道配管台帳図



この図面は参考図です。詳細な位置については、試験掘等による現地確認をお願いします。  
図中には、個人情報が含まれておりますので、取り扱いにご注意ください。

春日部市上下水道部 TEL048-736-1111(代)

# 春日部市公共下水道台帳(写)



この図面は公共下水道の参考図です。  
公共樹やマンホールの位置などについては現地で確認してください。  
施設管理課

1/500



出力: 2024年8月15日



第四十二号の二十四様式（第十条の二関係）

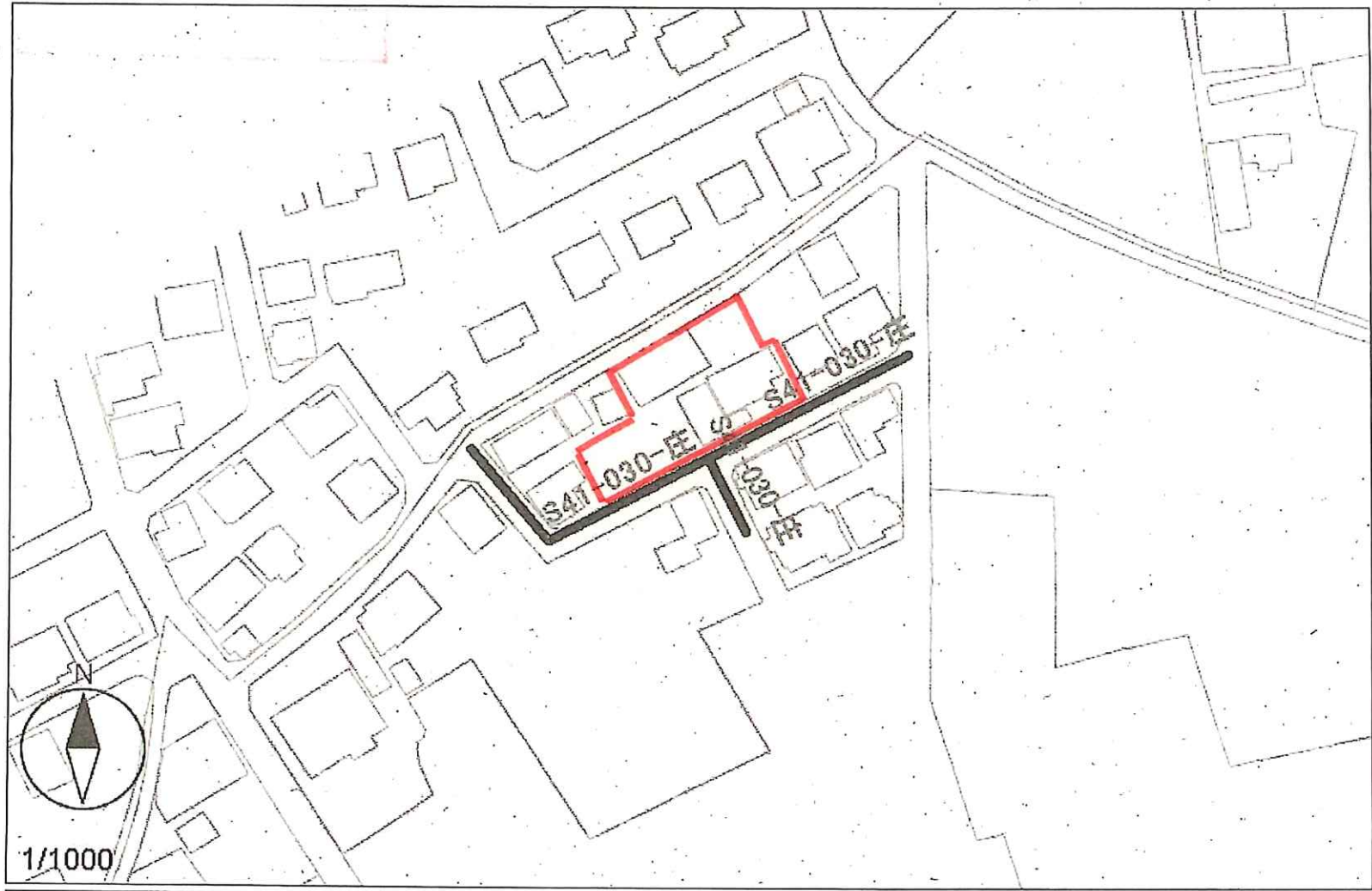
指定道路調書  
（第一面）

建築基準法第93条の2の規定  
による書類の写しです。  
春日部市都市整備部建築課

整理番号	S41-030-庄	指定道路図対照番号		指定道路の種類	4項3号道路			
指定の年月日	平成25年10月1日		指定道路の延長	別添資料のとおり	メートル	指定道路の幅員	別添資料のとおり	メートル
指定道路の位置	別添資料のとおり							
申請者の氏名	-							
水平距離指定の年月日	-		水平距離指定に係る道路の部分の延長	-		メートル	水平距離	メートル
水平距離指定に係る道路の部分の位置								
その他	※「整理番号」「指定道路の種類」「指定年月日」については本紙による。 ※春日部市は平成25年10月1日付にて、法第42条第1項に基づく6mの区域指定をしています。また、指定区域内の幅員6m未満の法第42条第1項第5号に基づく道路については、法第42条第4項第3号として改めて指定しています。							

(第二面)

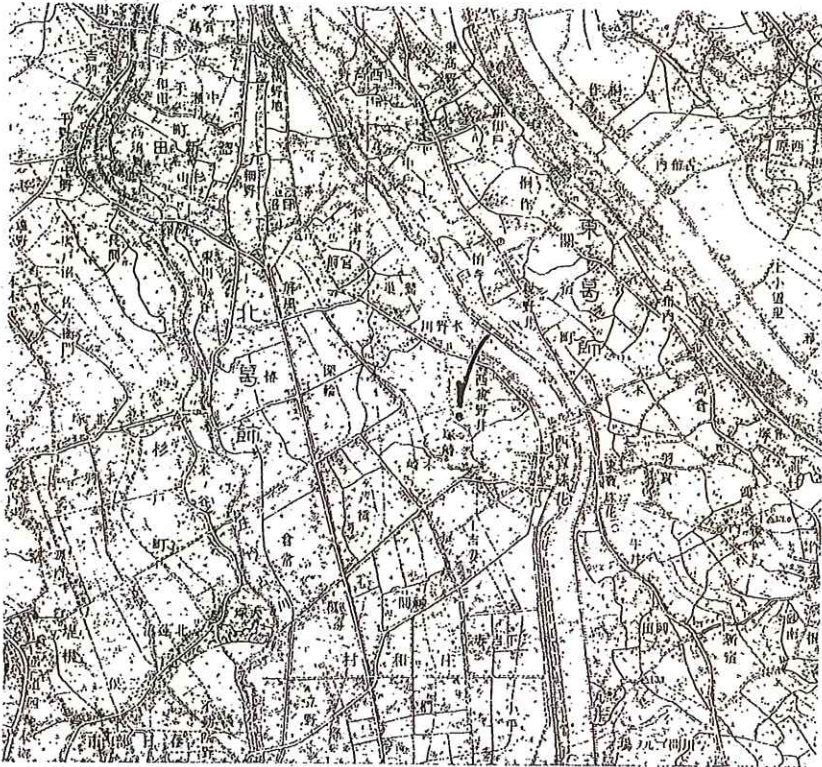
位置図



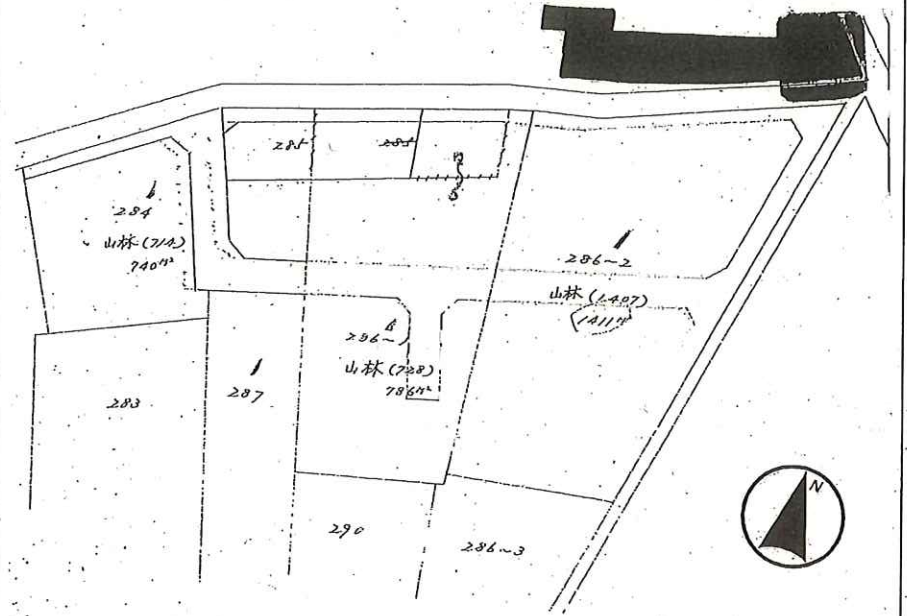
道路の位置の指定・変更・廃止概要書

No. 30

地名地番	庄和町 大字 塚崎 字 狐塚 284, 286-1, 286-2		
指定年月日	昭和 42 年 3 月 1 日	指 定 番 号	第 30 号
道路の幅員	4.00 m	道路の延長	94.35 m



付近見取図

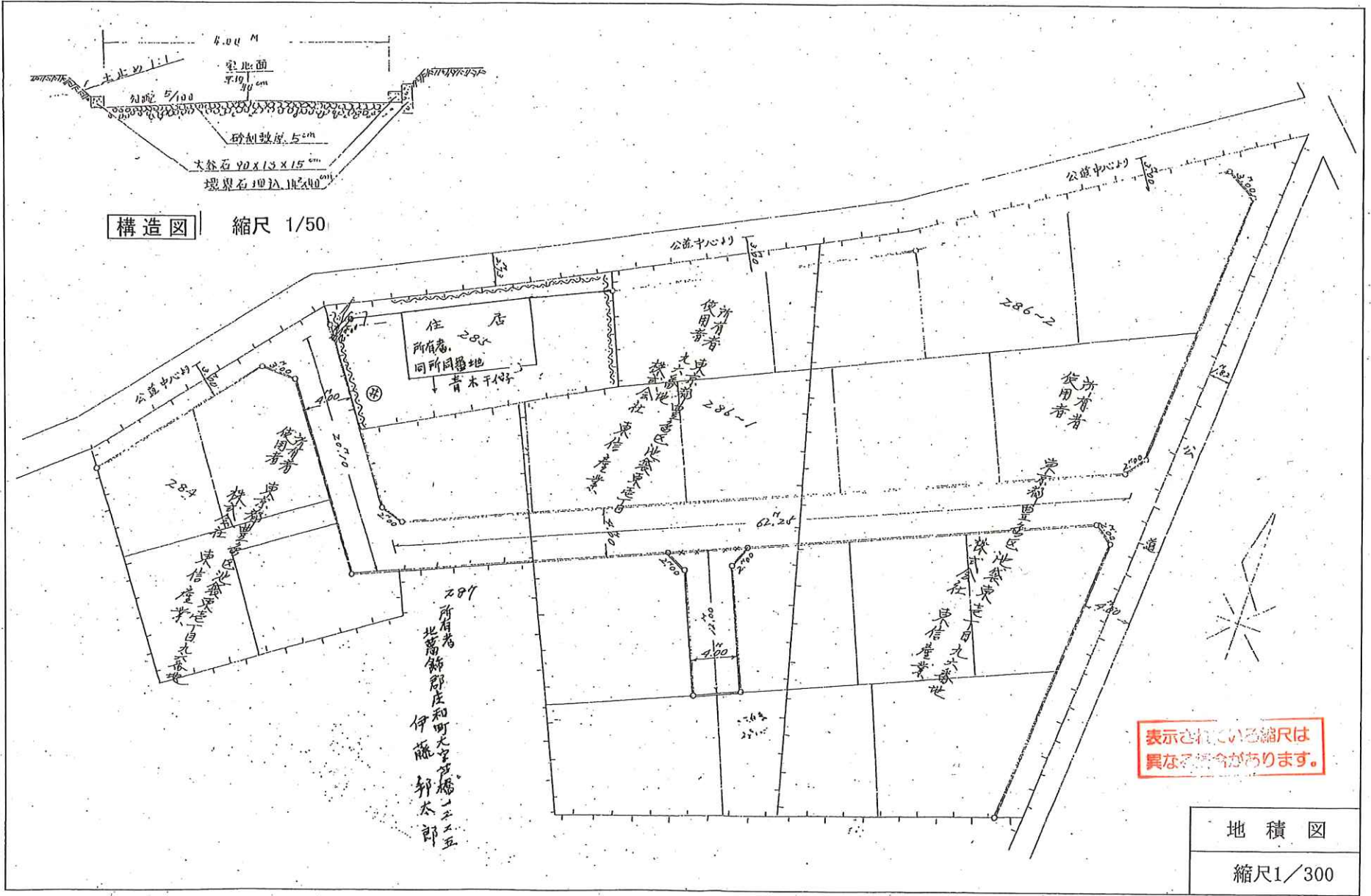


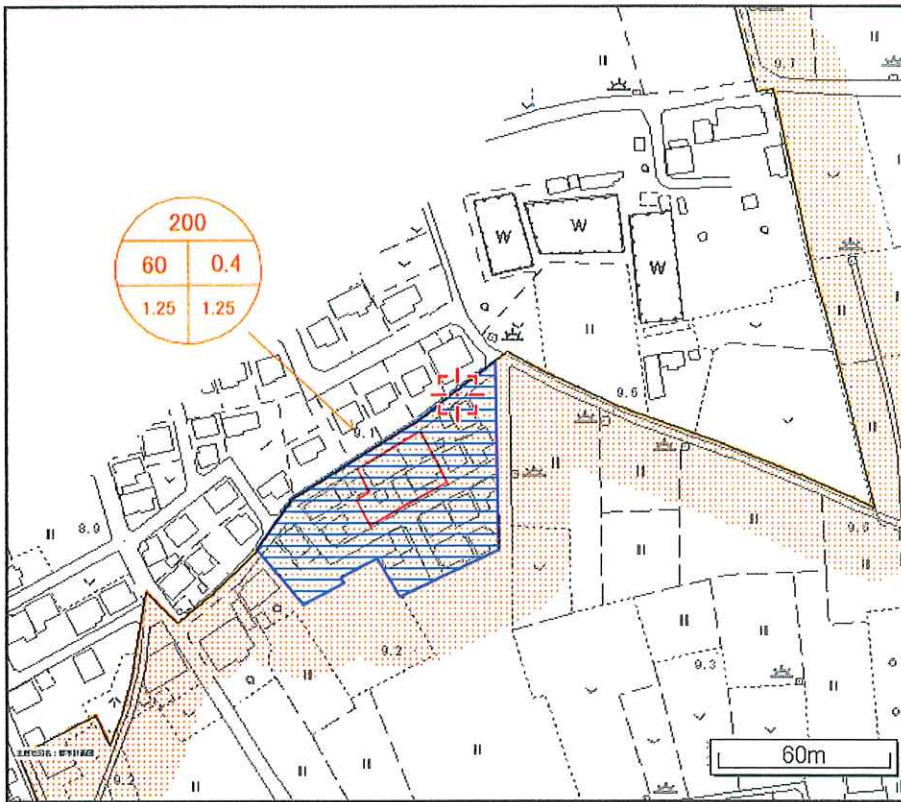
表示されている数字は異なる場合があります。

公図の写し

縮尺1/600







市街化区域	
区域区分	市街化調整区域
建築基準法第22条・23条	制限なし
市条例第50条第1項の区域	
法第34条12号区域	市条例第50条第1項第7号の区域(既存住宅団地)
規則第52条の2 - 規則第52条の2第1項第1号及び第2号の区域	
規則第52条の2の区域	第1項第1号及び2号
建ぺい率・容積率・高さ制限等	
建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200
容積率算定係数	0.4
絶対高さ制限	制限なし
道路斜線	∠1.25
隣地斜線	20m+∠1.25
北側斜線	制限なし
日影規制(5~10m)	5時間以上
日影規制(10m~)	3時間以上
日影規制(測定面)	4m

この地図は、個人利用の目的でのみご使用いただけます。

**都市計画関連**

市街地再開発事業	土地区画整理事業
地区計画	河川
都市計画公園	緑地
生産緑地	高度利用地区
防火	準防火
景観協定	
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域
工業地域	工業専用地域

**都市計画道路の事業進捗状況**

未整備	事業中
整備済	県事業中

**開発許可関連(市条例第50条指定区域)**

第1項第7号(西宝珠花)	第1項第7号(既存住宅団地)
第2項(既存の集落)	第1項第1号(黒格子)
第1項第1号(黒縹)	第1項第1号(黒横縹)
第1項第1号(黄)	第1項第1号(緑)
第1項第1号(赤)	

**開発許可関連(規則第52条指定区域)**

規則第52条の2第1項第1号及び第2号の区域	規則第52条の2第1項第3号の区域
------------------------	-------------------

**建築課**

建築協定区域	建ぺい率・容積率・高さ制限等
--------	----------------

**備考**

- ※条例→春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例
- ※規則→春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則

---

土木工事等に伴う

埋蔵文化財の取り扱いについて

---

春日部市教育委員会

## 1. 土木工事等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの手続きと届出

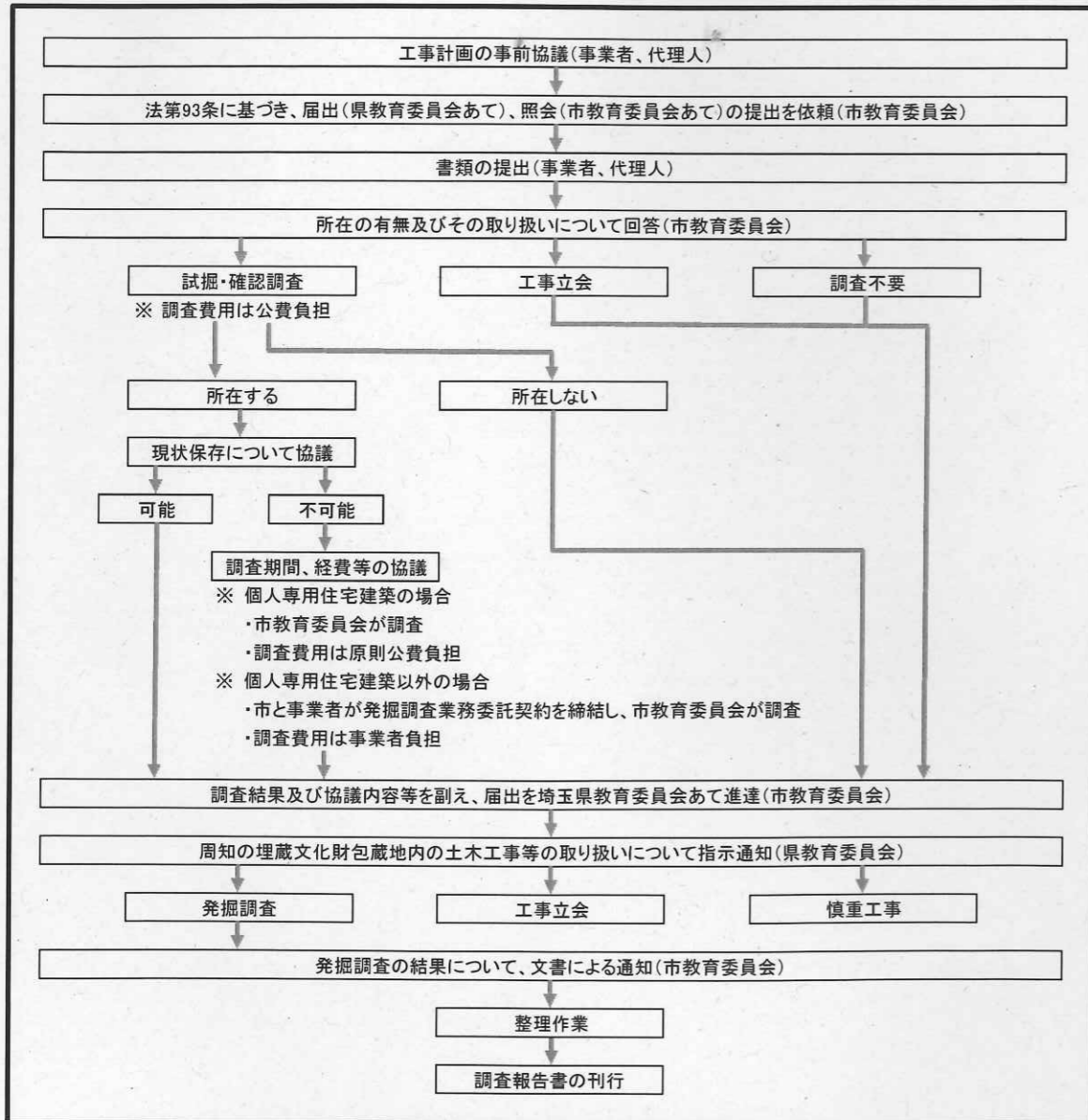
文化財保護法（以下「法」という。）では、土地に埋もれている文化財を「埋蔵文化財」と呼び、遺構（住居跡・古墳等）と遺物（土器・石器等）のことを指します。この埋蔵文化財が埋もれている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」と呼びます。

平成 25 年 4 月 1 日現在、春日部市内には 103 か所の埋蔵文化財包蔵地があり、この包蔵地内で土木工事等を行う場合、法に基づく届出等が必要になります（法第 93 条）。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合にも届出が必要になります（法第 96 条）。埋蔵文化財は、一度破壊してしまうと二度と元の姿に戻すことができません。埋蔵文化財包蔵地内や近接地での土木工事等については、計画段階から市教育委員会と協議するようお願いいたします。

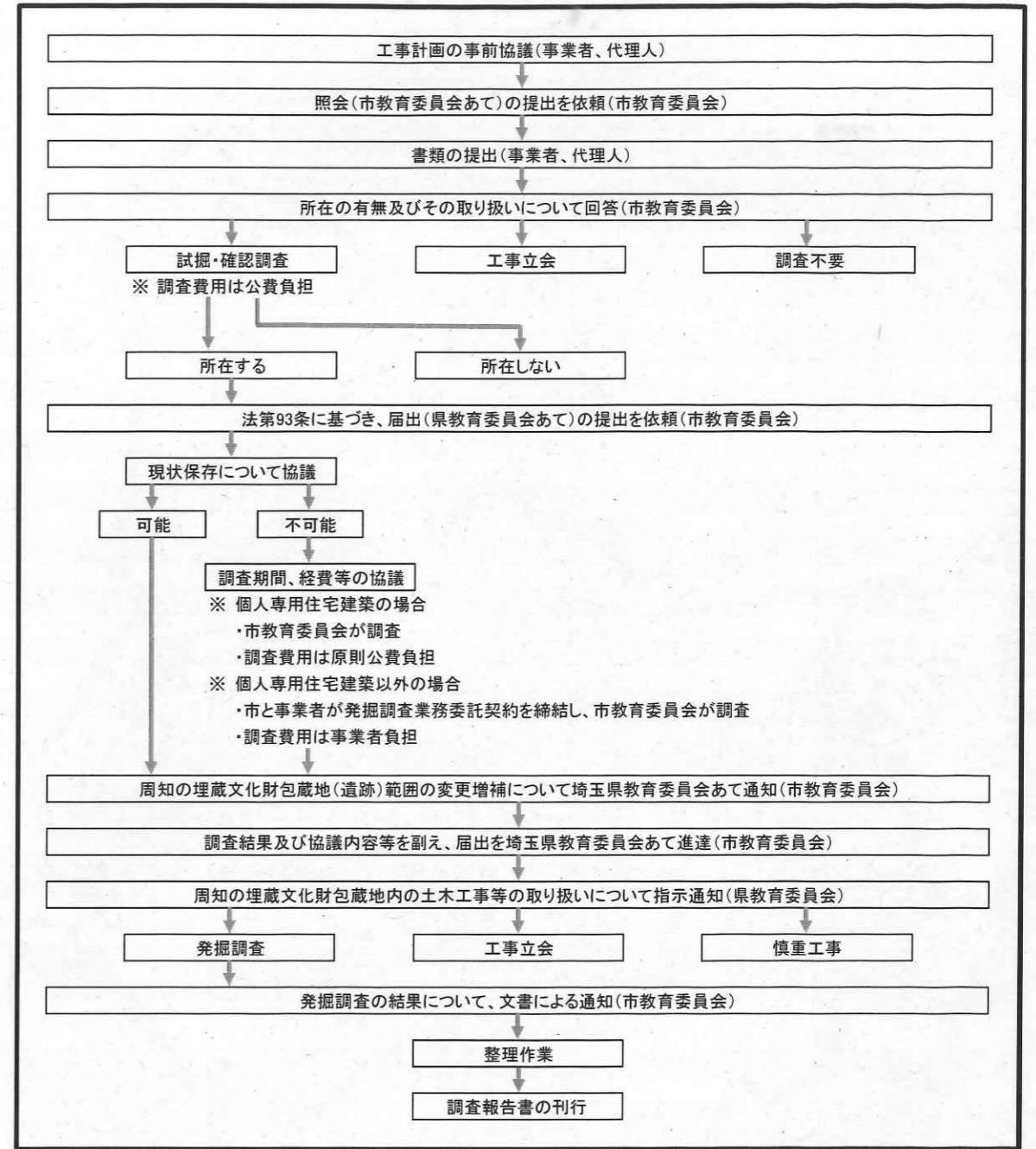
なお、対象となる土木工事等とは、①工事による掘削が埋蔵文化財におよぶもの、②恒久的な建築物、道路等の工作物を設置するもの、③盛り土、一時的な工作物の設置等で、それが埋蔵文化財に影響をおよぼすおそれのあるものです。実際の工事を伴わない不動産取引等の場合には手続きは必要ありません。

## 2. 埋蔵文化財の取り扱いの手続きの流れ

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当する場合



(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に近接する場合



## 3. 埋蔵文化財の取り扱いに関する書類

工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合、埋蔵文化財の取り扱いに関する次の書類を提出してください。

### (1) 埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて

埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて、市教育委員会あて照会する書類です。

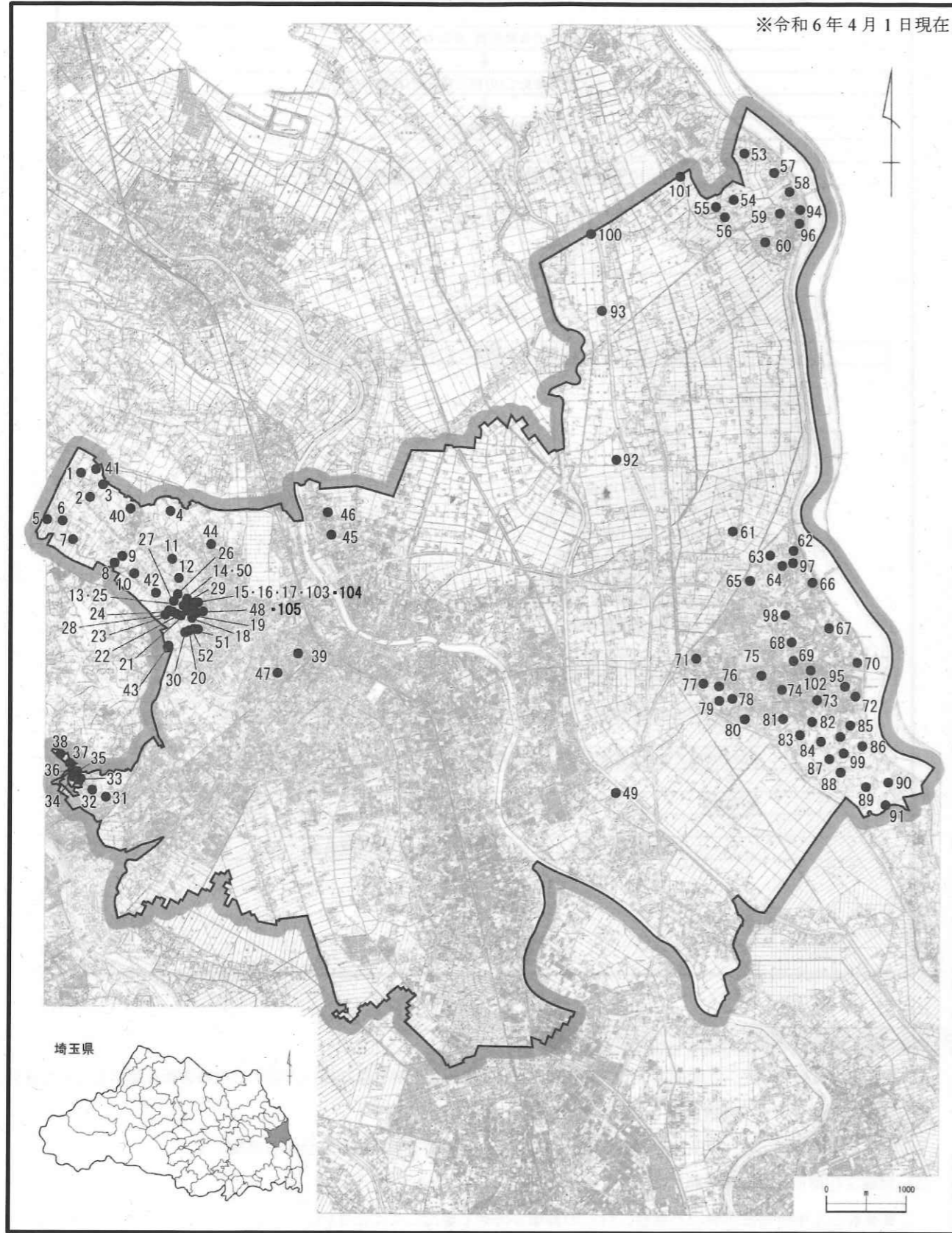
### (2) 埋蔵文化財所在確認調査承諾書

事業者と土地所有者が異なる場合、(1)の書類と併せて提出してください。

### (3) 埋蔵文化財発掘の届出について

法第 93 条に基づき、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内の土木工事等について、県教育委員会あて届出する書類です。なお、各書類の様式につきましては、市教育委員会文化財課窓口でお配りしているほか、春日部市公式ホームページ>子育て・教育・文化>教育委員会>文化財・歴史>文化財保護事業>からも様式がダウンロードできます。

4. 春日部市の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）



詳細な埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲につきましては、市教育委員会文化財課へ直接、または電話、ファックス、メールでお問い合わせください。連絡先は裏表紙に掲載しています。なお、地図の配布はしていません。

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲は、確認調査や工事立会の結果等に基づき頻繁に変わりますので、常に最新の情報を確認してください。

No.	遺跡名	ふりがな	所在地	種別	時期
1	下原新田遺跡	しもはらしんでんいせき	内牧	包蔵地	縄文
2	下原新田東遺跡	しもはらしんでんひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
3	大道遺跡	おおみちいせき	内牧	包蔵地	縄文
4	竹之下遺跡	たけのしたいせき	内牧	集落跡、寺院跡	縄文、中世
5	上原新田遺跡	かみはらしんでんいせき	内牧	包蔵地	縄文
6	浅間神社遺跡	せんげんじんじやいせき	内牧	包蔵地	縄文
7	上原新田東遺跡	かみはらしんでんひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
8	立山遺跡	たてやまいせき	内牧	旧石器ブロック、集落跡、生産遺跡	旧石器、縄文、中世
9	立山東遺跡	たてやまひがしいせき	内牧	包蔵地、墓	縄文、中世
10	坊荒句北遺跡	ぼうあらくきたいせき	内牧	旧石器礫群・ブロック、集落跡、貝塚、館跡	旧石器、縄文、弥生、中世
11	山口遺跡	やまぐちいせき	内牧	包蔵地	縄文
12	谷向遺跡	やむかいせき	内牧	包蔵地	縄文
13	塚内1号墳	つかない1ごうふん	内牧	古墳	古墳
14	塚内2号墳	つかない2ごうふん	内牧	古墳	古墳
15	塚内3号墳	つかない3ごうふん	内牧	古墳	古墳
16	塚内4号墳	つかない4ごうふん	内牧	古墳	古墳
17	塚内5号墳	つかない5ごうふん	内牧	古墳	古墳
18	塚内6号墳	つかない6ごうふん	内牧	古墳	古墳、中世
19	塚内7号墳	つかない7ごうふん	内牧	古墳	古墳
20	塚内8号墳	つかない8ごうふん	内牧	古墳	古墳
21	塚内9号墳	つかない9ごうふん	内牧	古墳	古墳
22	塚内10号墳	つかない10ごうふん	内牧	古墳	古墳
23	塚内11号墳	つかない11ごうふん	内牧	古墳	古墳
24	塚内12号墳	つかない12ごうふん	内牧	古墳	古墳
25	塚内13号墳	つかない13ごうふん	内牧	古墳	古墳
26	塚内北遺跡	つかないきたいせき	内牧	包蔵地	縄文
27	塚内西遺跡	つかないにしいせき	内牧	包蔵地	縄文
28	坊荒句南遺跡	ぼうあらくみなみいせき	内牧	包蔵地	縄文
29	塚内東遺跡	つかないひがしいせき	内牧	古墳	縄文
30	塚内南遺跡	つかないみなみいせき	内牧	包蔵地、古墳	縄文、古墳
31	花積台耕地遺跡	はなづみだいこうちいせき	花積	集落跡	縄文、中世
32	花積内谷耕地遺跡	はなづみうちやこうちいせき	花積	集落後、貝塚	旧石器、縄文、弥生、古墳、平安、中世
33	花積貝塚	はなづみかいづか	花積、道口蛭田	集落跡、貝塚	縄文、平安
34	花積北貝塚	はなづみきたかいづか	花積、道口蛭田	包蔵地、貝塚	縄文
35	慈恩寺原南遺跡	じおんじばらみなみいせき	花積、道口蛭田	集落跡、貝塚	縄文
36	慈恩寺原西遺跡	じおんじばらにしいせき	花積	旧石器ブロック、集落跡	旧石器、縄文
37	慈恩寺原東遺跡	じおんじばらひがしいせき	花積	集落跡	旧石器、縄文
38	慈恩寺原北遺跡	じおんじばらきたいせき	花積	旧石器礫群・ブロック、集落跡	旧石器、縄文、古墳、平安、中世
39	浜川戸遺跡	はまかわどいせき	粕壁	集落跡、生産遺跡、館跡	古墳、奈良、平安、中世
40	大道東遺跡	おおみちひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
41	新寺遺跡	しんてらいせき	内牧	墓、寺院跡	縄文、中世、近世
42	坊荒句遺跡	ぼうあらくいせき	内牧	旧石器ブロック、集落跡、貝塚、墓	旧石器、縄文、中世、近世
43	塚内14号墳	つかない14ごうふん	内牧	集落跡、古墳	縄文、古墳、中世
44	四方谷遺跡	よもやいせき	内牧	包蔵地	縄文
45	小淵山下遺跡	こぶちやましたいせき	小淵	集落跡	古墳、奈良、平安、中世
46	小淵山下北遺跡	こぶちやましたきたいせき	小淵	集落跡、館跡	古墳、奈良、平安、中世
47	八木崎遺跡	やぎさきいせき	粕壁、浜川戸	集落跡、館跡	奈良、平安、中世
48	塚内15号墳	つかない15ごうふん	内牧	古墳	古墳
49	沼廻遺跡	ぬままわりいせき	銚子口	包蔵地	弥生、古墳
50	塚内16号墳	つかない16ごうふん	内牧	古墳	古墳
51	塚内17号墳	つかない17ごうふん	内牧	古墳	古墳
52	塚内18号墳	つかない18ごうふん	内牧	古墳	古墳、中世
53	神明貝塚	しんめいかいづか	西親野井	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳
54	塚崎遺跡	つかさきいせき	塚崎	集落跡、貝塚	縄文、古墳、奈良、平安

No.	遺跡名	ふりがな	所在地	種別	時期
55	野添北遺跡	のぞえきたいせき	塚崎	包蔵地	縄文、平安
56	野添南遺跡	のぞえみなみいせき	塚崎	包蔵地	奈良、平安
57	浅間下遺跡	あさましいせき	西親野井	集落跡、貝塚	縄文、平安、近世
58	天神前遺跡	てんじんまえいせき	西宝珠花	包蔵地	縄文、古墳
59	貝の内遺跡	かいのうちのいせき	西宝珠花	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳、奈良、平安
60	陣屋遺跡	じんやいせき	西宝珠花	集落跡	縄文、古墳、奈良、平安
61	中島遺跡	なかじまいせき	金崎	包蔵地	古墳
62	作之内東遺跡	さくのうちのいせき	西金野井	包蔵地	縄文
63	作之内西遺跡	さくのうちのいせき	西金野井	包蔵地	平安
64	作之内遺跡	さくのうちのいせき	西金野井	集落跡、貝塚	縄文
65	風早遺跡	かざはやいせき	西金野井	旧石器ブロック、集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳、近世
66	馬場遺跡	ばばいせき	西金野井	旧石器ブロック、集落跡、墓	旧石器、縄文、奈良、平安、中世、近世
67	愛宕遺跡	あたごいせき	西金野井	集落跡、貝塚、古墳	縄文、古墳
68	尾ヶ崎遺跡	おがさきいせき	西金野井	集落跡、貝塚	縄文、古墳
69	西の宮遺跡	にしのみやいせき	新宿新田	集落跡、貝塚	縄文
70	谷頭遺跡	やがしらいせき	西金野井	包蔵地、貝塚	縄文
71	香取廻遺跡	かとりまわりいせき	大倉	集落跡	縄文、古墳、近世
72	犬塚遺跡	いぬづかいせき	新宿新田、東中野	集落跡、貝塚	縄文、平安
73	米島貝塚	こめじまかいづか	米島	集落跡、貝塚	旧石器、縄文
74	原遺跡	はらいせき	米島	集落跡、貝塚	縄文
75	中屋舗遺跡	なかやしきいせき	米島	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳
76	米島西宮遺跡	こめじまにしみやいせき	米島	集落跡	古墳、平安
77	米島香取神社遺跡	こめじまかとりじんじやいせき	米島	包蔵地	平安
78	米島西遺跡	こめじまにしいせき	米島	包蔵地	平安
79	米島塚山遺跡	こめじまつかやまいせき	米島	集落跡、経塚	古墳、中世
80	米島南遺跡	こめじまみなみいせき	米島	包蔵地	縄文、平安
81	吉岡遺跡	よしおかいせき	米島	集落跡、貝塚	縄文、奈良、平安
82	房田遺跡	ぼうだいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文
83	中野吉岡遺跡	なかのよしおかいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文、奈良、平安
84	鷲前遺跡	わしまえいせき	東中野	包蔵地	縄文
85	駿河遺跡	するがいせき	東中野	包蔵地	縄文(前・中期)
86	向之内遺跡	むこうのうちのいせき	東中野	包蔵地、古墳	縄文、古墳
87	権現山遺跡	ごんげんやまいせき	東中野	集落跡、墓	縄文、古墳、近世
88	宮前遺跡	みやまえいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文、古墳、平安
89	南台西遺跡	みなみだいにしいせき	東中野	包蔵地、貝塚	縄文、平安
90	南台遺跡	みなみだいいいせき	東中野	包蔵地、貝塚	縄文、平安
91	南台南遺跡	みなみだいみなみいせき	新宿新田	包蔵地、貝塚	縄文
92	寺屋敷遺跡	てらやしきいせき	立野	墓、寺院跡	近世
93	須釜遺跡	すがまいせき	倉常	再葬墓	弥生、古墳、近世
94	町道遺跡	まちみちいせき	西宝珠花	集落跡、貝塚、生産遺跡	縄文、奈良、平安
95	新宿新田不動塚遺跡	しんしゅくしんでんふどうづかいせき	新宿新田	包蔵地、塚	縄文、近世
96	町通中遺跡	まちどおりなかいせき	西宝珠花	集落跡	縄文、奈良、平安
97	作之内馬場遺跡	さくのうちのばいせき	西金野井	包蔵地	縄文
98	尾ヶ崎北遺跡	おがさききたいせき	西金野井	包蔵地	奈良、平安
99	宮下遺跡	みやしたいせき	東中野	包蔵地、寺院跡	縄文、奈良、平安、中世
100	下樺遺跡	しもつばきいせき	倉常	包蔵地	古墳、中世
101	島通遺跡	しまどおりいせき	木崎	包蔵地	縄文、近世
102	西の宮東遺跡	にしのみやひがしいせき	新宿新田	集落跡、貝塚	縄文
103	塚内19号墳	つかない19ごうふん	内牧	古墳	古墳
104	塚内20号墳	つかない20ごうふん	内牧	古墳	古墳
105	塚内21号墳	つかない21ごうふん	内牧	古墳	古墳

## 5. 文化財保護法(抄)

### 第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にななければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。



試掘調査状況



発掘調査状況

### 土木工事等に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて

発行：令和6年4月1日

編集・発行：春日部市教育委員会 社会教育部 文化財課

〒344-8577

埼玉県春日部市春日部市中央七丁目2番地1

TEL:048-739-6811・FAX:048-737-3681

E-MAIL:bunkazai@city.kasukabe.lg.jp